

○経済産業省令第十二号

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十八条の四十七第二項第一号及び第四号、第三項並びに第四項第四号、第九十八条第二項並びに第九十九条の八の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十日

経済産業大臣 梶山 弘志

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令 抄

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(一般用電気工作物の範囲) 第四十八条 法第三十八条第一項の経済産業省令で定める電圧は、六百ボルトとする。 2 法第三十八条第一項の経済産業省令で定める
改正前	(一般用電気工作物の範囲) 第四十八条 法第三十八条第一項の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。 一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第二条第一項に規定する火薬類（煙火を除く。）を製造する事業場 二 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）が適用される鉱山のうち、同令第一条第二項第八号に規定する石炭坑 2 法第三十八条第一項第一号の経済産業省令で

発電用の電気工作物は、次のとおりとする。た

だし、次の各号に定める設備であつて、同一の

構内に設置する次の各号に定める他の設備と電

氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が

五十キロワット以上となるものを除く。

一 太陽電池発電設備であつて出力五十キロワ

ット未満のもの

二 風力発電設備であつて出力二十キロワット

未満のもの

三 次のいずれかに該当する水力発電設備であ

つて、出力二十キロワット未満のもの

イ 最大使用水量が毎秒一立方メートル未満

のもの（ダムを伴うものを除く。）

定める電圧は、六百ボルトとする。

ロ 特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するもの

四 内燃力を原動力とする火力発電設備であつて出力十キロワット未満のもの

五 次のいずれかに該当する燃料電池発電設備であつて、出力十キロワット未満のもの

イ 固体高分子型又は固体酸化物型の燃料電池発電設備であつて、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が〇・一メガパスカル（液体燃料を通ずる部分にあつては、一・〇メガパスカル）未満のもの

ロ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車

(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)に設置される燃料電池発電設備(当該自動車の動力源として用いる電気を発電するものであって、圧縮水素ガスを燃料とするものに限る。)であつて、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第十七条第一項及び第十七条の二第五項の基準に適合するもの

六 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)第

七十三条の二第一項に規定するスターリング
エンジンで発生させた運動エネルギーを原動
力とする発電設備であつて、出力十キロワッ
ト未満のもの

3 | 法第三十八条第一項の経済産業省令で定める
場所は、次のとおりとする。

一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十
九号）第二条第一項に規定する火薬類（煙火
を除く。）を製造する事業場

二 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業
省令第九十六号）が適用される鉱山のうち、
同令第一条第二項第八号に規定する石炭坑
法第三十八条第一項第一号の経済産業省令で

3 | 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める
電圧は、六百ボルトとする。

4 | 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める

定める電圧は、六百ボルトとする。

発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。

一 太陽電池発電設備であつて出力五十キロワット未満のもの

二 風力発電設備であつて出力二十キロワット未満のもの

三 次のいずれかに該当する水力発電設備であつて、出力二十キロワット未満のもの

イ 最大使用水量が毎秒一立方メートル未満のもの（ダムを伴うものを除く。）

ロ 特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するもの

四 内燃力を原動力とする火力発電設備であつて出力十キロワット未満のもの

五 次のいずれかに該当する燃料電池発電設備であつて、出力十キロワット未満のもの

イ 固体高分子型又は固体酸化物型の燃料電池発電設備であつて、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が〇・一メガパスカル（液体燃料を通ずる部分にあつては、一・〇メガパスカル）未満のもの

ロ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車

(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)に設置される燃料電池発電設備(当該自動車の動力源として用いる電気を発電するものであって、圧縮水素ガスを燃料とするものに限る。)であつて、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第十七条第一項及び第十七条の二第五項の基準に適合するもの

六 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)第

第四十八条の二 法第三十八条第三項第四号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一・二 「略」

（保安規程）

第五十条 法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに

七十三条の二第一項に規定するスターリングエンジンで発生させた運動エネルギーを原動力とする発電設備であつて、出力十キロワット未満のもの

第四十八条の二 法第三十八条第四項第四号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一・二 「略」

（保安規程）

第五十条 法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに

定めるものとする。

一 事業用電気工作物であつて、一般送配電事業、送電事業又は発電事業（法第三十八条第三項第四号に掲げる事業に限る。次項において同じ。）の用に供するもの

二 「略」

2・3 「略」

4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）

内に法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定す

定めるものとする。

一 事業用電気工作物であつて、一般送配電事業、送電事業又は発電事業（法第三十八条第四項第四号に掲げる事業に限る。次項において同じ。）の用に供するもの

二 「略」

2・3 「略」

4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）

内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定す

る者を除く。次項において同じ。）にあつては、前二項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一〇七 「略」

5 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内において法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に

る者を除く。次項において同じ。）にあつては、前二項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一〇七 「略」

5 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に

関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第二項及び第三項に掲

関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第二項及び第三項に掲

げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

7 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならぬ。

げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

7 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならぬ。

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者とし

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者とし

て同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において法第三十八条第三項各号に掲

て同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において法第三十八条第四項各号に掲

げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

第五十三条 「略」

2 経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

一 三 「略」

四 申請事業場の電気工作物が、第四十八条第

げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

第五十三条 「略」

2 経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

一 三 「略」

四 申請事業場の電気工作物が、第四十八条第

三項各号に掲げる場所に設置する電気工作物でないこと。

五・六 「略」

3・4 「略」

（売買取引数量等の公表）

第三百三十二条の八 法第九十九条の五の経済産業令で定める事項は、翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯における電力の売渡しに係る入札数量及び当該時間における電力の買入れに係る入札数量とする。

一項各号に掲げる場所に設置する電気工作物でないこと。

五・六 「略」

3・4 「略」

（売買取引数量等の公表）

第三百三十二条の七 法第九十九条の四の経済産業省令で定める事項は、スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯における電力の売渡しに係る入札数量及び当該時間における電力の買入れに係る入札数量とする。

2 法第九十九条の五の「売買取引の数量及び価格」とは、次の表の上欄に掲げる市場の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

翌日市場	[略]
一 翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯ごとの売買取引の数量 二 [略]	[略]

2 法第九十九条の四の「売買取引の数量及び価格」とは、次の表の上欄に掲げる市場の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

スポット市場	[略]
一 スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯ごとの売買取引の数量 二 [略]	[略]

[略]	[略]		
3 法第九十九条の五の規定による公表は、インターネットを利用することにより、前二項に規定する事項について日々行うとともに、その月間及び年間の合計値について確定後遅滞なく行わなければならない。			
別表第二（第六十二条、第六十五条関係）			
工事の種類	<table> <tr> <td data-bbox="183 667 295 884">認可を要するもの</td><td data-bbox="183 884 422 1095">事前届出を要するもの</td></tr> </table>	認可を要するもの	事前届出を要するもの
認可を要するもの	事前届出を要するもの		

[略]	[略]		
3 法第九十九条の四の規定による公表は、インターネットを利用することにより、前二項に規定する事項について日々行うとともに、その月間及び年間の合計値について確定後遅滞なく行わなければならない。			
別表第二（第六十二条、第六十五条関係）			
工事の種類	<table> <tr> <td data-bbox="183 1561 295 1778">認可を要するもの</td><td data-bbox="183 1778 422 1989">事前届出を要するもの</td></tr> </table>	認可を要するもの	事前届出を要するもの
認可を要するもの	事前届出を要するもの		

所 発電									
								二	一
								略	略
								(二) 略	(二) 略
								略	略
								略	略
								略	略
								略	略
								略	略
								略	略
3	略	1							1
(二)		・							略
		2							略
									略
3	略	1							1
周波数		・						略	・
		2						略	2
									略

所 発電									
								二	一
								略	略
								(二) 略	(二) 略
								略	略
								略	略
								略	略
								略	略
								略	略
								略	略
3	略	1							1
(二)		・							略
		2							略
									略
3	略	1							1
周波数		・						略	・
		2						略	2
									略

八条第三	る電圧三	項各号に	十万ボル	掲げる事	ト以上の	業の用に	もの（中	供する電	欄に掲げ	庄三十万	るものを	ボルト以	除く。）	上のもの	の設置	4	「略」	「略」	1・2	「略」	3	「略」	(9)	「略」	(10)	「略」
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	---	-----	-----	-----	-----	---	-----	-----	-----	------	-----

[illegible]

変電	所
一 〔略〕	二 〔略〕
	(一) ～ (六)
	〔略〕
	(七) 〔略〕
〔略〕	1・2 〔略〕
	3 周波数 〔略〕
	低下による事故の拡大を防止するた

変電	所
一 〔略〕	二 〔略〕
	(一) ～ (六)
	〔略〕
	(七) 〔略〕
〔略〕	1・2 〔略〕
	3 周波数 〔略〕
	低下による事故の拡大を防止するた

めに設置
する遮断
器であつ
て、法第
三十八條
第三項各
号に掲げ
る事業の
用に供す
る電圧三
十万ボル
ト以上の
ものの設

めに設置
する遮断
器であつ
て、法第
三十八條
第四項各
号に掲げ
る事業の
用に供す
る電圧三
十万ボル
ト以上の
ものの設

送電 線路	(電 線路	と一 体的 に工 事が				
一 設置の工事	(八) [略]					
[略]	置 4 [略] 1・2 [略] [略]					

送電線路	線路	(電線路	と一	体的	に工	事が	
一設置の工事							(八) [略]
[略]							置 4 [略] 1・2 [略] [略]

接 続	的 に	電 気	備 と	要 設	(需	断 器	の 遮	出 口	線 引	送 電	れ る	行 わ
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

接 続	的 に	電 気	備 と	要 設	(需	断 器	の 遮	出 口	線 引	送 電	れ る	行 わ
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

おい	項に	この	以下	む。	含	ゝを	く。	除	のを	のも	ため	する
----	----	----	----	----	---	----	----	---	----	----	----	----

おい	項に	この	以下	む。	含	ゝを	く。	除	のを	のも	ため	する
----	----	----	----	----	---	----	----	---	----	----	----	----

				て 同	じ。	ゝ
				二 〔略〕		
				(一) 〔略〕		
				(一) 〔略〕		

による	数低下	(4) 周波	〔略〕	(1) 〕 (3)	2 〔略〕	1 〔略〕	略	1 〕 4 〔
-----	-----	--------	-----	--------------	----------	----------	---	---------------

				て 同	じ。	ゝ
				二 〔略〕		
				(一) 〔略〕		
				(一) 〔略〕		

による	数低下	(4) 周波	〔略〕	(1) 〕 (3)	2 〔略〕	1 〔略〕	略	1 〕 4 〔
-----	-----	--------	-----	--------------	----------	----------	---	---------------

事業の	掲げる	各号に	第三項	十八条	法第三	って、	器であ	の遮断	るため	防止す	拡大を	事故の
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

事業の	掲げる	各号に	第四項	十八条	法第三	って、	器であ	の遮断	るため	防止す	拡大を	事故の
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

用	に	供	す	る	電	圧	三	十	万	ボ	ル	ト	以	上	の	も	の	(	電	気	鉄	道	用	送	電	線	路	に	属	す	る	も	の	を	除	く。	)
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---

用	に	供	す	る	電	圧	三	十	万	ボ	ル	ト	以	上	の	も	の	(	電	気	鉄	道	用	送	電	線	路	に	属	す	る	も	の	を	除	く。	)
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---

一 三 〔略〕	工事の種類	別表第四（第六十五条関係）		「 略 」	
				〔略〕	
				〔略〕	
〔略〕	事前届出を要するもの				
				略 3・4 の設置	

一 三 〔略〕	工事の種類	別表第四（第六十五条関係）		「 略 」	
				〔略〕	
				〔略〕	
〔略〕	事前届出を要するもの				
				略 3・4 の設置	

備考 表中の「」は注記である。	四 大気汚染防止法第二 二条第十三項に規定 する水銀排出施設に 該当する電気工作物 に係る工事 大気汚染防止法第二 条第十三項に規定する水 銀排出施設に該当する 電気工作物の設置又は 改造であつて、構造、 使用の方法又は水銀等 の処理の方法の変更を 伴うもの 五 十 「略」 「略」
	四 大気汚染防止法第 二条第十三項に規定 に規定する水銀排出 施設に該当する電気 工作物に係る工事 大気汚染防止法第二 条第十三項に規定する水 銀排出施設に該当する 電気工作物の設置又は 改造であつて、構造、 使用の方法又は水銀等 の処理の方法の変更を 伴うもの 五 十 「略」 「略」

(電気工事士法施行規則の一部改正)

第二条 電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定の基準) 第四条の二 法第四条の二第三項の認定は、次の表の上欄に掲げる特殊電気工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄の各号の一に該当する者について行う。
改正前	(特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定の基準) 第四条の二 法第四条の二第三項の認定は、次の表の上欄に掲げる特殊電気工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄の各号の一に該当する者について行う。

特殊電気工事の種類	ネオン工事
認定の基準	一 電気工事士であつて、電気工事士免状（以下「免状」という。）の交付を受けた後、一般用電気工作物又は電気事業法第三十八条第三項に規定する自家用電気工作物に係る工事のうちネオン用として設置される分電盤、主

特殊電気工事の種類	ネオン工事
認定の基準	一 電気工事士であつて、電気工事士免状（以下「免状」という。）の交付を受けた後、一般用電気工作物又は電気事業法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物に係る工事のうちネオン用として設置される分電盤、主

開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し五年以上の実務の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定めるネオン工事に関する講習（以下「ネオン工事資格者認定講習」という。

開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し五年以上の実務の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定めるネオン工事に関する講習（以下「ネオン工事資格者認定講習」という。

備考 表中の「」は注記である。	2 「略」	「略」	
		「略」	二 「略」 （の課程を修了した者
	2 「略」	「略」	
		「略」	二 「略」 （の課程を修了した者

（電気関係報告規則の一部改正）

第四条 電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するもの

を掲げていないものは、これを加える。

改正後	(定義) 第一条 [略] 2 [略] 一 三 [略] 四 「主要電気工作物」とは、小出力発電設備に属するもの（太陽電池発電設備に属するもの（太陽電池（出力十キロワット以上のものに限る。））、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデ
改正前	(定義) 第一条 [略] 2 [略] 一 三 [略] 四 「主要電気工作物」とは、<u>施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち、次に掲げるものをいう。</u>

ンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量十キロボルトアンペア以上のものに限る。）及び風力発電設備に属するもの（風力機関、発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）に限る。）及び施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち次に掲げるものをいう。

イゝチ 〔略〕

五ゝ十三 〔略〕

イゝチ 〔略〕

五ゝ十三 〔略〕

(定期報告)

第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書名	[略]
報告対象者	[略]
様式番号	[略]
報告期限	[略]
報告先	[略]

(定期報告)

第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書名	[略]
報告対象者	[略]
様式番号	[略]
報告期限	[略]
報告先	[略]

二 設備		資金報							
一般送配		電事業者							
様式第三		、送電事							
毎事業年		業者、特							
経済産		定送配電							
		事業者及							
		び発電事							
		業者							
毎事業年		(法第三							
経済産		から三月							
		月の末日							
		度の最終							
		業大臣							
毎事業年		号、第二							
経済産		号及び第							
		四号に掲							
		げる事業							
		を営む者							

二 設備		資金報							
一般送配		電事業者							
様式第三		、送電事							
毎事業年		業者、特							
経済産		定送配電							
		事業者及							
		び発電事							
		業者							
毎事業年		(法第三							
経済産		から三月							
		月の末日							
		度の最終							
		業大臣							
毎事業年		号、第二							
経済産		号及び第							
		四号に掲							
		げる事業							
		を営む者							

保安年	四 電気	「略」	
八条第三	法第三十	「略」	
	様式第八	「略」	
	七月末日	「略」	にあつては、毎四半期の最終月の末日から二月（を経過する日
業大臣	経済産	「略」	

保安年	四 電気	「略」	
八条第四	法第三十	「略」	
	様式第八	「略」	
	七月末日	「略」	にあつては、毎四半期の最終月の末日から二月（を経過する日
業大臣	経済産	「略」	

六 ポリ	塩化ビ	フェニ	報（原 項各号に	子力発 掲げる事	電所に 業を営む	係るも 者	のを除	く。）	「略」	
法第三十	八条第三	項各号に							「略」	
様式第十									「略」	
七月末日									「略」	
経済産	業大臣								「略」	「」

六 ポリ	塩化ビ	フェニ	報（原 項各号に	子力発 掲げる事	電所に 業を営む	係るも 者	のを除	く。）	「略」	
法第三十	八条第四	項各号に							「略」	
様式第十									「略」	
七月末日									「略」	
経済産	業大臣								「略」	「」

ルを含 掲げる事	有する 業を営む	絶縁油 者	を使用	する柱	上変圧	器の使	用状況	調査年	報（当	該機器	を有す	る場合

ルを含 掲げる事	有する 業を営む	絶縁油 者	を使用	する柱	上変圧	器の使	用状況	調査年	報（当	該機器	を有す	る場合

に 限 る。)	[略]
	[略]
	[略]
	[略]
	「 [略]

(事故報告)

第三条 電気事業者（法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下

に 限 る。)	[略]
	[略]
	[略]
	[略]
	「 [略]

(事故報告)

第三条 電気事業者（法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下

この項において同じ。）に關して、自家用電氣工作物を設置する者にあつては自家用電氣工作物（鐵道營業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鐵道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電氣工作物であつて、發電所、變電所又は送電線路（電氣鐵道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（變電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力發電工作物を除く。以下この項において同じ。）に關して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる

この項において同じ。）に關して、自家用電氣工作物を設置する者にあつては自家用電氣工作物（鐵道營業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鐵道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電氣工作物であつて、發電所、變電所又は送電線路（電氣鐵道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（變電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力發電工作物を除く。以下この項において同じ。）に關して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる

者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

〔略〕

2 〔略〕

第三条の二 一般用電気工作物（小出力発電設備

（太陽電池発電設備（出力十キロワット以上のものに限る。）及び風力発電設備に限る。）に

限る。以下この条において同じ。）の所有者又は占有者は、次の各号に掲げる事故が発生したときは、一般用電気工作物の設置の場所を管轄

者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

する産業保安監督部長に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の産業保安監督部長が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

一 感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。）

二 電気火災事故（工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。）

三 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより

、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故

四 一般用電気工作物に属する主要電気工作物の破損事故

2 前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに氏名、事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に当該事故の詳細を記載した報告書を提出して行わなければならない。

備考 表中の「」は注記である。

(発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正)

第五条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(非常停止装置) 第三十四条 [略]	(非常停止装置) 第三十四条 [略]
2 [略]	2 [略]

3 電気事業法施行規則第四十八条第二項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備には、前項の規定は適用しない。

3 電気事業法施行規則第四十八条第四項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備には、前項の規定は適用しない。

備考 表中の「」は注記である。

（電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第六条 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(用語の定義) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 「略」 三 「発電所」とは、発電機、原動機、燃料電池、太陽電池その他の機械器具（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第一項に規定する小出力発電設備、非常用予備電源を得る目的で施設するもの及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号
改正前	(用語の定義) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 「略」 三 「発電所」とは、発電機、原動機、燃料電池、太陽電池その他の機械器具（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第二項に規定する小出力発電設備、非常用予備電源を得る目的で施設するもの及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号

）の適用を受ける携帯用発電機を除く。）を
施設して電気を発生させる所をいう。

四〇十八 「略」

）の適用を受ける携帯用発電機を除く。）を
施設して電気を発生させる所をいう。

四〇十八 「略」

備考 表中の「」は注記である。

（経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第七条 経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	（小規模ガスタービン発電設備に係る一般用電気工作物の特例） 第三条 地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たすガスタービンを原動力とする火力発電設備（非常用発電設備を除く。以下この条において「小規模ガスタービン発電設備」という。）を設置する
改正前	（小規模ガスタービン発電設備に係る一般用電気工作物の特例） 第三条 地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たすガスタービンを原動力とする火力発電設備（非常用発電設備を除く。以下この条において「小規模ガスタービン発電設備」という。）を設置する

必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る小規模ガスタービン発電設備は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第一項第三号の経済産業省令で定めるものとみなす。

一〇六 「略」

七 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第一項の電圧以下の電気を発電するものであつて、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第四十八条第

必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る小規模ガスタービン発電設備は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第一項第三号の経済産業省令で定めるものとみなす。

一〇六 「略」

七 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第三項の電圧以下の電気を発電するものであつて、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第四十八条第

四項の電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気事業法第二條第一項第十八号の電気工作物と電氣的に接続されていないもの 八 「略」 2 「略」	二項の電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気事業法第二條第一項第十八号の電気工作物と電氣的に接続されていないもの 八 「略」 2 「略」
備考 表中の「」は注記である。	

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。